

裁 決 書

審査請求人 ●●
同 代 理 人 ●●
処 分 庁 登米市福祉事務所長

審査請求人●●が平成28年11月4日付けで提起した生活保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

登米市福祉事務所長が平成28年8月9日付け登生第2888号で審査請求人●●に対してした生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人●●(以下「請求人」という。)は、平成26年1月22日に登米市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)に生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく生活保護(以下「保護」という。)の申請を行い、保護を受けていた。
- 2 請求人は、平成28年3月23日の家庭訪問の際に、●●が同年4月から●●に入学が決まったことから就学に伴う費用が必要になるとして、処分庁に同年3月23日付けで保護変更申請書を提出した。
- 3 2の申請に対し処分庁は、高等学校等就学費●●●円(その内訳は、基本額(月額)●●●円(平成28年4月から平成29年3月まで認定)、学習支援費(月額)●●●円(平成28年4月から平成29年3月まで認定)、教材代●●●円、入学準備費用●●●円である。)を認定し、平成28年3月31日付け27登生第62号で請求人に通知した。
- 4 平成28年8月3日、請求人は●●とともに処分庁を訪れ、高等学校等就学費として●●、●●●、●●●及び●●●(以下「PTA会費等」という。ただし、各規定からの引用部分を除く。)の支給について、口頭で保護変更申請を行った。
- 5 4の申請に対し処分庁は、平成28年8月9日付け登生第2888号で保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)を通知した。なお、本件処分の通知と別に、「生業扶助支給内訳」と題した書面を交付した。
- 6 請求人は、本件処分において、PTA会費等の支給が認められなかったことを不服として、平成28年11月4日に本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分は不当であることから、本件処分の取消しを求めている。

処分庁は、高等学校等就学費の基本額(以下「基本額」という。)を支給していることからPTA会費等は賄えるとしているが、請求人においては、基本額からPTA会費等以外にも支出すべき

経費があるため不足が生じている。また、処分庁の請求人に対する基本額の使途についての聞き取りが不十分であることから、処分庁が行った裁量判断の基礎に疑問がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分は適法かつ正当であることから、本件審査請求は棄却されるべきものであると主張している。

請求人から申請されたPTA会費等は、基本額を1年間支給することで賄えるものであり、その他特別基準を設定すべき事情はない。また、第1の3の通知時に請求人から異議等はなく、またそれ以降も請求人からPTA会費等が不足しているとの訴えもなかったことから処分庁の請求人に対する聞き取りに不足はない。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。(中略) 一 生業に必要な資金、器具又は資料 二 生業に必要な技能の修得 三 就労のために必要なもの」と規定している。
- (2) 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第7生業扶助基準の1基準額では、高等学校等就学費のうち、基本額(月額)は、「5,450円」、教材代は、「正規の授業で使用する教材の購入に必要な額」、学習支援費(月額)は、「5,150円」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の8の(2)のイでは、高等学校等就学費について、「(ア) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。(中略) (イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,670円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。(中略) (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない(以下略)」とされている。
- (4) 「生活保護手帳別冊問答集2016」問7-142では、高等学校等就学費のうちの基本額は、「学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているもの」とされている。

2 本件処分の検討について

- (1) 処分庁は、第2の2のとおり、PTA会費等の額は年額●●●円であり、基本額の年間支給額は合計で65,400円となることから、基本額で十分に賄えるものであり、その他特別基

準を設定すべき事情はないと主張しているところ、これは、請求人において、1の(3)で引用した局長通知第7の8の(2)のイの(ウ)における「基本額によりがたい」事情はないという趣旨であると思われる。

この点につき、当然のことながら「基本額によりがたい」事情の有無については、1の(4)で示した基本額の算定基礎とされる学用品や通学用品等の経費について、請求人の需要を調査し算出した上で、これら経費とPTA会費等の合計額が、基本額の年間支給額の範囲内に収まるかどうかを検討する必要がある。

しかしながら、処分庁において、請求人の需要を調査する等した形跡はケース記録票等からは見当たらず、また単に「PTA会費等の額が基本額の支給額で十分賄える」と主張するのみであり、このことに関する具体的主張は一切ない。加えて、本件処分の際に添付された「生業扶助支給内訳」と題した書面によれば、基本額とは別に設定される特別基準である局長通知第7の8の(2)のイの(カ)に基づく入学準備費用の算定基礎として「資料1 平成28年度第1学年 学校徴収金一覧及び納入について」の学年費●●●円を挙げているが、この学年費と記載されている各費目をみると、本来基本額で賄うべきであろう社会見学等の教科外活動費(例えば、「●●」という費目等)に該当すると思われるものが含まれており、このことから基本額の算定基礎とされる経費等の調査及び検討が十分になされたとは言いがたい。

そうすると、処分庁において、「基本額によりがたい」事情の有無についての調査等が不十分だったと言わざるを得ず、PTA会費等は基本額で十分賄える等という処分庁の主張は、何ら根拠がなく合理性を欠く。

したがって、PTA会費等の支給を認めなかった処分庁の判断は違法又は不当なものであり、本件処分は取消しを免れない。

- (2) その他請求人は、処分庁の請求人に対する基本額の用途についての聞き取りが不十分である等を主張しているが、本件処分が違法又は不当な点があるかに影響しないため、本裁決書ではこれらの点は判断しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年 3月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩